

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面、手数料に関する書面および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（書面による解除）の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ 預り金、預り有価証券の無いお客様からのお取引（2008年1月4日から実施）、新規に口座を開設してお取引、約定代金が3,000万円以上のお取引、また、手元にお持ちの有価証券のお取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金、または有価証券の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 上記以外のお取引で、代金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書を郵送にて、お客様にお渡しいたします。

当社における購入時手数料

手数料につきましては、投資信託銘柄一覧の手数料をご覧ください

当社は購入時手数料の償還乗換優遇は採用していません。

当社は通貨選択型ファンドを構成する各通貨コースのファンド間でのスイッチングは取扱いいたしません。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	東武証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第120号
本店所在地	〒344-0061 埼玉県春日部市粕壁一丁目1番地1		
加入協会	日本証券業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人	証券・金融商品あっせん相談センター	
資本金	420.4百万円		
主な事業	金融商品取引業		
設立年月	昭和23年3月		
連絡先	お取引のある営業店、又は本社お客様相談窓口（電話048-760-1826）にご連絡ください。		

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の本社お客様窓口で承っております。

住 所：〒344-0061 埼玉県春日部市粕壁 一丁目1番地1

電話番号：048-760-1826（お客様相談窓口）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 ただし、祝日（振替休日を含みます）及び年末年始（12月31日～1月3日）を除く。

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）